

第 32 期東京都青少年問題協議会
第 4 回児童健全育成部会

令和 2 年 10 月 30 日（金）

都庁第一本庁舎北塔 34 階
都民安全推進本部 総合推進部「34A 会議室」

午後 6 時 14 分開会

○渡辺都民安全推進課長 失礼いたします。皆さま本日はありがとうございます。オブザーバーである古賀委員については、また少ししましたら入室されるということですが、お時間でございますので、始めさせていただきたいと思っております。ただ今から第 32 期東京都青少年問題協議会第 4 回専門部会を開催させていただきます。事務局を担当しております、東京都都民安全推進本部都民安全推進課長の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

皆さまには大変お忙しい中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。今回も前回と同様新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして、リモートを活用した会議とさせていただきます。ご出席いただいております委員の方は 7 名ということで、東京都青少年問題協議会条例第 7 条に定める開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。なお本協議会は全て公開となっており、議事録についても同様の扱いとなりますのでご承知おきください。

事前にメール等で配布させていただいた本日の資料についてご確認をお願いいたします。まず第 32 期東京都青少年問題協議会第 4 回児童健全育成部会次第でございます。次に資料といたしまして、第 32 期東京都青少年問題協議会答申素案統計資料および第 32 期東京都青少年問題協議会専門部会名簿となります。

不足等ございましたらお知らせいただければと存じますが、よろしいでしょうか。それでは以降の司会を部会長である坂元委員をお願いいたします。

○坂元委員 坂元でございます。遅い時間にご参加いただいております、誠にありがとうございます。早速会議を進行していきたいと存じます。これまで 3 回にわたって諮問事項について議論してまいりました。委員の皆さまから頂いたさまざまな意見を踏まえまして、答申素案というかたちで取りまとめられたものがお手元にあるかと存じます。本日はこの素案につきまして、検討、確認していただくところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、次第の 2 でございますけれども、答申素案説明に入りたいと存じます。委員の先生方には前回もお願いいたしましたけれども、できましたならばビデオをオンにいただければ幸いです。それでは事務局から答申素案についてご報告をお願いできれば幸いです。

○渡辺都民安全推進課長 ありがとうございます。それでは私のほうから答申素案のご説明をさせていただきます。表紙をご覧ください。SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成についてということでございます。こちらカッコで案とございますが、この段階ではあくまで答申案のさらなるベースである素案という位置付けでございます。

おめくりください。次が目次でございます、こちらの建付けといたしましては3部構成ということで、「はじめに」の後が第1として現状の確認、第2といたしまして現在取られている対策の確認、そして第3として都として採るべき更なる対策の検討という構成となっております。

おめくりください。続きまして参考資料作成中ということでございますけれども、こちらの1番と3番は既存のもの、2番につきましては本日分を含む審議経過を簡単にまとめたものを作成、4番については本日の資料として統計資料を付けさせていただいておりますが、そちらを付けることになると思います。

おめくりください。次に、「はじめに」でございます。こちらは本答申素案の問題意識が書かれておるところでございますが、こちらについて詳細は割愛させていただきます。

おめくりください。次に第1、現状でございます。ここからは若干詳細にわたり説明をさせていただきます。1、青少年によるスマートフォンやSNSの利用状況等についてでございます。スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年にとってSNSが非常に身近なものになっている。令和2年1月に都民安全推進本部が保護者を対象に行った調査、こちらによりますと高校生の約92%、中学生の約75%はスマートフォンを利用しているということでございます。また総務省の調査によりますと10代の者の多くが日常生活の連絡手段として用いられているLINE、これのほかにTwitter、Facebook、Instagram、TikTokといったSNSを利用している状況にあります。こうしたSNSはユーザーに対して広域にわたって面識のない者との交流を可能とするものであって、サービスごとの本人確認の強度によってはほぼ匿名で利用可能なものもございます。こうした状況に対して、都民安全推進本部調査によりますと約4割の保護者がSNSで知らない人と知り合いになれてしまうことに不安を感じております。一方、青少年はSNSをはじめインターネットを通じて面識のない者と交流し、また実空間で面会すること、これへの警戒感が希薄となっていると考えられます。部会で発表もございましたが、東京女子大学橋元教授らが令和2年に行った調査に

よりますと、10代女性の46.5%がインターネットを通じて初めて知り合った異性と何らかのやりとりを経験し、また30.5%が実際面会したことがある、このように回答をしております。

またこの調査によりますとインターネットを通じて知り合った異性と面会したことについて、10代女性の半数が自分に限って危険なことはないと思っていた。または、自分は人を判断できる自信があるので、会っても大丈夫だと回答していたということで、SNSをはじめインターネットを通じて面識のない者と面会することの危険性を自分事と捉えられていない者が多いことがうかがえます。

おめぐりください。次に被害状況ということで、2番でございます。こうした中、SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が全国的に増加を続けており、警察庁によりますと令和の元年にSNSを通じて性被害等にあった青少年は2,082人ということで、過去最多となっております。また、令和元年にはSNSを通じて知り合った近畿在住の12歳の少女を誘拐したということで、関東在住の男が逮捕されるという事案が大きく報道されたところがございます。都内におきましても被害は深刻であり、SNSを通じて知り合った青少年に現金を渡し、又は現金を渡す約束をしてみだらな行為をするといった事案のほかにも、パパ活を装って誘い出された10代の女性がラブホテルに連れこまれて、睡眠薬を飲まされてわいせつな行為をされるとともに所持品を奪われるという事件が発生するなど、極めて深刻な状況にあります。

次に3番といたしまして、青少年に関する危険な書き込みが氾濫しているということでございます。SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等につきまして、被害に至る経緯は多様であると考えられるものの、いわゆるパパ活、神待ちといった、直ちに性被害等につながりかねない行為、これらの相手を誘引する書き込みというのがTwitterをはじめとするSNS等において氾濫している状況は特に憂慮すべきものでございます。文教大学池辺准教授の調査によりますと、青少年のこうした性被害関連ワードを含むTwitter上の書き込みは、2018年8月から2020年6月までのほぼ2年間で、約128万件という多数に上っているというご説明がございました。中でも都道府県名を含む書き込みについては東京について書き込まれたものが最も多く、また渋谷、新宿、池袋といった都内の地名を含む書き込みが非常に多いということで、東京都を中心としてこの種の危険な書き込みや、それに伴う危険な行為が行われていることがうかがえます。

おめくりください。こうした危険な書き込みを行う青少年の中には家や学校に居場所がないという青少年も存在すると考えられます。彼らにとっては SNS というのは同じ悩みを抱える者、自分の気持ちを素直に吐き出せる者につながる重要なツールであるにもかかわらず、不適切な利用をきっかけに金品や宿泊場所の提供を申し出るなどさまざまな手法で心の隙を狙われて、結果的に被害にあってしまう現状があると考えられます。

おめくりください。第2として現在取られている対策の例ということでございます、こちらについては現在の対策ということで、本部会で言及のあった取組が並べられております。項目だけ失礼いたします。東京都都民安全推進本部における各種対策として、ファミリーeルール講座の運営、ネットスマホのトラブル相談窓口こたエールの運営、携帯電話端末等の推奨制度、おめくりいただきフィルタリングの推奨、SNS トラブル防止動画コンテスト、こうしたものが確認されております。2番といたしまして東京都教育委員会による取組を挙げております。こちらの SNS 東京ルールにつきましても、部会の中でご紹介させていただきましたので割愛させていただきます。

おめくりいただきまして、警視庁による被害防止の取組でございます。警視庁では取り締まりや防犯教室のほか、池辺准教授からご紹介のあった注意喚起の取組もされているということで、それについてここで言及をしております。

4番といたしまして事業者の取組みの例でございます。今回の専門部会では、インターネット関係事業者といたしまして、SNS 事業者である Twitter Japan、またセキュリティー関係事業者のトレンドマイクロ社から講演をしていただいたところ、それらの事業者の取組について紹介がなされております。

おめくりをいただきまして、次に民間団体による取組の例でございます。こちらにも講演をいただいた BOND プロジェクトの取組のうち、関係するものについて簡潔に記載されているところでございます。

おめくりください。第3といたしまして、都として採るべき更なる対策ということで、こちらはやや詳細にわたり紹介させていただきます。関係機関が精力的に各種対策を講じているにもかかわらず、SNS の利用に起因する青少年の性被害等はあとを絶たない。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い在宅時間が増え、青少年によるインターネットの利活用が一層進む中、さらなる被害が進む恐れがあることから、都の青少年行政に責任を持つ当本部が都における対策全体を俯瞰した上で、さらなる効果的な対策を検討し、SNS 等の不適切利

用に起因する青少年の性被害等を少しでも減らすように努めるべきだと、このように書かれております。

具体的に考えられる対策としては、下記のとおりということで説明をさせていただきます。1番といたしまして SNS での出会いに関する危険性についての普及啓発の強化でございます。その中のさらに1番として、普及啓発の質的量的な強化でございます。都では平成30年青少年条例改正以来、青少年性被害の中でも自画撮り被害の防止、これに重点を置いた啓発を行ってきたところですが、今後現下の情勢を踏まえ、実際に面会をするというこの危険性についてもより力を入れた啓発を実施していくべきということです。

SNS を通じて面識のない者と実際に会うことの危険性については、多くの青少年が一般的なものとして認識しているものの、必ずしも自分事と捉えられていないおそれがある。コロナ禍でインターネットの利活用が一層進む中、そうした危険性を自分事と捉えてもらうための啓発を質量ともに強化する必要があるということです。青少年条例違反などの、実際に面会することによる被害につきましては、裸の写真を執拗に要求するなどの自画撮りの被害に比べて、面会に関する約束を SNS 上で交わす段階で危険性をより認識しにくい場合があるということから啓発の際には青少年に危険性を自分事として捉えてもらえるような工夫が必要でございます。SNS トラブル防止動画コンテスト、ファミリールールで行っている大学生と考えるグループワーク等の取組、こうしたものについては、青少年と同世代の視点を取り入れた啓発ということで有効性があると考えられるものの、こうしたものの啓発の効果を検証しつつさらに工夫を凝らし、充実したものにするとともに、中長期的な情報技術の発展に応じ、その方法を見直していく必要があるというご指摘でございます。

さらにこの種の被害防止が喫緊の課題であることを踏まえると、既存の啓発事業の内容を工夫するのみならず、SNS を通じた出会いに関する危険性の周知に特化した取組も必要であろうということでございます。ただし啓発にあたっては危険性を強調しつつも、SNS をはじめとするインターネットの利活用、これを控えさせるのではなく適切な利用に導いていくということにも留意が必要だというご指摘でございます。

2番でございます。青少年の健全育成に携わる大人の SNS の利用を禁止する事案に関する知識、能力の向上でございます。新型コロナウイルスの感染拡大の対応に伴い教育現場への負担がいよいよ増しているということを踏まえると、青少年を見守り導いていく地域の大人などさまざまな者が、この問題について青少年の啓発指導を行うことの重要性が増していく

と考えられるところ、それらの者の能力向上にも努める必要があるということでございます。

それには有識者や関係企業、関係団体からの話をこれら啓発に関わるものが聴講、質疑などができる機会を設けるということが効果的であろうということです。その際には新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてオンラインを活用することも一考でございます。なお、こうした大人と青少年の間のジェネレーションギャップが課題ということで、トレンドマイクロ株式会社で行っている保護者向けの講習会というのを参考にするというのも一つの手だということで、書かれているところでございます。

3番といたしまして、ハイリスクな行動をとってしまう青少年に対する効果的な普及啓発でございます。橋元教授の調査によりますと、危険性のある程度認識しているにもかかわらず、インターネットを通じて面識のない異性と面会してしまう者が一定程度存在することから、普及啓発を強化した上でもなお、パパ活や神待ちに関する書き込みを行うなどのハイリスクな行動をとってしまう青少年がいるのだらうと考えられるところ、そうした青少年に対する対策が必要でございます。警視庁、事業者、民間団体それぞれが、これまで上のような危険な書き込みがなされたあとに、ネットパトロールによってそうした書き込みを発見し、啓発、削除、相談といった取組を行っているところでございます。

これらの取組は一定の効果を上げているものと思われませんが、現になされた書き込みを対象とした取組につきましては、自動プログラム等による書き込みの増加により深刻なケースが発見しづらいという指摘もあることから、そういった書込をしてしまう前の段階で青少年に啓発を行い立ち止まらせるといったことができれば、より効果的であると考えられます。また、アカウントの凍結・削除といったインターネット上のいわゆる情報を減らす対策につきましては、表現の自由との関係で課題があるというご指摘もあります。逆にインターネット上の情報を増やす対応として、信頼できる情報からの情報発信を強化するという試みを考えるべきというご指摘もいただいたところでございます。

これらを踏まえるとターゲティング広告を活用し、都内からアクセスする、青少年に当たる年齢層である、性被害関連用語で検索を行うなどの行動特性に応じて、危険性に関する注意喚起の広告をスマートフォンの画面上に表示させるということにより、危険な書き込みを行ってしまう前に、ユーザー名である青少年に危険性を再認識させ立ち止まらせるという取組が効果的であると考えられます。特に危険な書き込みを行ってしまう者というのは、自らが危険な状況に陥る認識が薄い可能性があるため、危険性を自分事として捉えてもらうため

の工夫が一層重要となります。危険性の認識を改めてもらうには、失敗を疑似的に体験できるような啓発を行うことも効果的であると考えられるところ、こうした視点を踏まえ、実際に表示される啓発の内容については検討していくことが望ましいと考えられます。加えまして必ずしも露骨に危険な書き込みを伴わないような被害の形態の場合にも、効果が期待できると考えられるので、都として積極的に取り組むべきであるということで、御指摘をいただいているところでございます。

また、個別のものに対して啓発を実施する場合に、やはりその下地として広く一般にその啓発内容に関する周知を行って、機運を醸成した上で行う、こうしたことが効果的であることから SNS を通じた出会いの危険性に特化した、分かりやすいリーフレット等の手段を用いた啓発を広く実施した上で、ターゲティング広告による取組を行う。こうした重層的な取組が重要であるというご指摘もいただいております。また、ターゲティング広告につきましては、特定の対象層に狙いを絞って行うということが可能でありますので、例えば性被害関連用語を検索する大人に対して内容を適切なものに工夫し、啓発メッセージを表示させる、こうしたことも一考であります。

ただし、ターゲティング広告を活用してこれらの取組を行う場合には、広告を受け取った者のプライバシーへの配慮が必要でありまして、普及啓発という目的に必要な個人情報を行政が取得するというのは控えるべきでございます。なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、学校の各種負担が増加しているところ、ターゲティング広告は学校現場に負担をかけることなく行えるという点においても、合理的と考えられます。

2番といたしまして、深刻な悩みを抱える青少年への対応でございます。家庭環境等に深刻な悩みを抱えて家出の宿泊先の募集を行ってしまうなどの青少年につきましては、SNS を通じた出会いの危険性に関する啓発に加えて、そうした青少年が抱える悩みに寄り添った対応を行うことが必要と考えられます。青少年向けのネット、スマホのトラブル相談窓口として、こたエールを紹介させていただきましたが、青少年が抱える悩みについては児童相談所をはじめ公的機関、民間団体等多様な主体がさまざまなかたちで相談に応じておりますので、青少年が自分に合った適切な相談窓口を選択し相談することができることが大事でございます。前述のターゲティング広告を活用し、相談窓口を案内するウェブサイト等へ誘導することによって、ハイリスクな行動をとってしまう青少年に対して適切な相談窓口を教示することができるのではないかとと思われることから、都として普及啓発と連動した取組とし

て実施するべきでございます。

他方、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済社会状況の変化により、そうした困難を抱える青少年、その家庭等に対する影響が懸念されております。相談等を通じ福祉部門や教育部門が、それら青少年や家庭等に対する各種支援を的確に行うことができるように都民安全推進本部は青少年行政のハブとして、福祉部門、教育部門に対して都内の青少年の現状等について、的確に情報を共有し連携して対応することがまた重要であるということでございます。

3番でございます。国に対する対策の提案ということですが、現下の状況に対する緊急の対応といたしましては、青少年に対する普及啓発の強化が必要でございますが、被害の重大性を考えますとこの種の問題の根底にある、青少年を食い物にする犯罪者、そうした者と青少年が匿名かつ広域につながりやすいという SNS の特性、これらの問題への対処も考えなければなりません。SNS 上で青少年を物色する犯行企図者への法律的対処といたしましては、そうした人間が行う危険な書き込みに関する誘引行為の規制が考えられますが、SNS 上の書き込みについては一見するとそれをその行為を行った場所、都道府県が分からないということから、条例による規制はなじまないのではないかとございます。

またインターネット上の書き込みに対して、書き込み者の意図によらない、そうしたものを問わない、形式的な規制を行う場合には表現の自由との相克が非常に大きいと、こういう問題もございます。このように全国的かつ法的にも大きな課題を有する規制につきましては、全国展開を行う SNS 事業者への規制、これとユーザーへの規制、両者の全体像を俯瞰した上で、SNS 事業者が被害防止対策を十分に講じてもなお必要となるユーザーへの規制について、国において検討を進めるということが重要ということでございます。

SNS 事業者につきましては、ユーザーの本人確認をはじめ、提供するサービスに関して生じた問題に関し、事業者および当事者たるユーザーが説明責任を果たす体制や仕組みが求められており、この点国内事業者に比べ海外事業者の取組の甘さが指摘されているところでございます。目下問題投稿の記載が多く残されているサービスが海外事業者による運営である、こうしたことに鑑みますと、法律的な規制を考慮するに際しても、海外事業者へも確実に執行できるように設計することが重要だと、こうしたご指摘もでございます。また、フィルタリングの普及等の、青少年が有害情報に触れないための対策に加えまして、青少年が自らの個人情報等を発信しないことの重要性、これに着眼した対策についても国においてさらなる議

論が必要というご指摘もごさいます。

これらを踏まえ、青少年行政の現場である都道府県から国に対して、SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害防止に関する提案を行い、国における検討を促進していくということが重要でございませう。

4番でございませう。携帯電話端末等の推奨制度の活用ということございませう。技術がどんどん発展していく中、さまざまな機能の端末アプリケーションが開発されておられます。そうした開発、販売を行っている事業者に対し、しっかり制度を周知し、青少年による不適切な利用、それに伴う被害の防止に効果のある端末、アプリケーションの普及に引き続き努めていく必要があるということございませう。

おめぐりください。最後は「おわりに」ということございませう。かいつまんでご紹介をいたします。2段落目です。検討に当たって留意したこととして、青少年の要保護性に留意すべきこと、SNSを利用して面識のない者との面会に至る経緯が多様であること、性被害につながりかねない危険な書き込みへの対処については、インターネット上の表現の自由等の問題をはらんでいる。こういったことに十分に配慮して検討を行ってきたということが書いておられます。

また4段落目です。安全性と利便性は二律背反ではないということから、普及啓発活動の強化、こちらはウィズコロナ・アフターコロナの社会における青少年によるインターネットの利活用を阻害するものであつてはならない。こうしたことに留意をして答申素案が書かれたものと認識しておられます。私からこのご紹介は以上になります。

○坂元委員 ありがとうございます。ただ今事務局から答申素案についてご報告をいただいたところでございませう。これから次第の3の意見交換に移りたいと存じます。委員の先生方お一人お一人から、ご発言をお願いしたいのでございませうけれども、この答申素案についてこれで進めてよいかをご確認ください、ご意見があればそれを頂戴できればと存じます。この素案で基本的によいということでしたら、この答申を実施に移していくのに当たって留意事項等ご助言でありますとか、そのほかにもせつかくの機会でございませうので、この青少年問題協議会の今後の取組についてのヒントになるようなご示唆でありますとか、なんでも結構でございませうので、何かしらコメントを頂ければありがたい次第でございませう。なお重ねてのお願いで誠に恐縮でございませうが、特に意見交換におきましては、できましたらビデオをオンにさせていただくようお願いいたします。それではご発言をお願いできればと存じます

が、今回は名簿の上から順番にご発言をお願いしたいというふうに存じます。ということでございまして、まず上沼先生からお願いできますでしょうか。

○上沼委員 今名簿を確認していました。すみません。答申素案おまとめありがとうございます。基本的にこの答申素案で進めていただければと思っております。特に内容について13ページですかね。国に対する対策の提案で、13ページの第2段落ですかね。個人情報等を発信しないということを、ここの部分とっても重要だと思っておりましたので、この部分追加いただいたのは大変ありがたいなというふうに思っています。あとすみません。大変細かいことで今気が付いちゃったんですけど、2ページ目の脚注の3が同上になっている件なんですけど、多分これ同上って直接の上じゃなくて1かなと思うので、1っぽいことが分かるようになっていけばいいかなと思います。すみません。以上です。

○坂元委員 すみません。もう一度お願いできませんでしょうか。

○上沼委員 2ページ目の脚注の3が、同上になってるものなんですけど、これ多分同上じゃなくて1を指してるんじゃないかなと思うので、そこだけ今気づいちゃったんで、すみません。

○坂元委員 事務局いかがでしょうか。

○渡辺都民安全推進課長 失礼いたしました。おそらくご指摘のとおりだと思いますので、事務的に修正をさせていただければと思います。

○坂元委員 分かりました。上沼先生、以上でよろしいでしょうか。

○上沼委員 はい。大丈夫です。

○坂元委員 ありがとうございます。それでは次に大屋先生お願いできますでしょうか。

○大屋委員 慶應義塾の大屋でございます。答申素案につきましてはこれまでわれわれのほうで議論させていただいた内容を大変よく反映していただいております、これでもよろしいのではないかと考えています。トレンドマイクロさんでしたか。そういうお話もいただいたところかと思いますが、一方でわれわれは被害の発生というのは断固防止すべきであるということを経験すべきだと思っておりますけれども、子どもというのはいつか大人になればならない、独り立ちしなければならないということを前提に、独り立ちするための力であるとか世の中いろんな危険なものがあるわけですから、それに対する免疫的なものをどうやって身に付けていくのかという視点もまた重要であろうと思っておりますし、成人同士の関係において、あるいは成人の側から見ても表現の自由等の基本的価値というもののバランスに

についても考慮しておく必要があるだろうと思います。その点で、今回の答申素案はその辺りのバランスによく配慮した上で、可能な働き掛けの可能性というものを探っていただいたものだというふうに考えておきまして、事務局等でもご苦勞があったところだというふうに拝察するところでございます。

もっと申し上げますと、今回 Twitter さんなどにもお越しいただいてお話を伺ったわけですが、特にプラットフォームさんが制度は作るんだけど、制度がちゃんと適切に機能しているかという、あるだけで必要なコントロールをしていないというケースもあれば、オーバーキルをしている。本来なら消してはいかんものも消しているというケースも相当見受けられるところでありまして。これらについては事柄の性質上、そのような措置をされた側からの異議の申し立てであるとか、被害申告がなかなか進まないという現状もあります。自分の発言が消されたことに気付けないという方とか、アカウントが消されたんだけど異議申し立てをする方法がないという方々も存在するということなので、この辺りのプラットフォームの方々の動作というものについては引き続き注視していく必要があるだろう。繰り返し前回言ったことになりましたけれども、国外の事業者さん、かなり名前が挙がるんですが、本質的にはやる気があってきちんとやってもらえるかどうかだということだと思っておりますので、その点については引き続き注視していくことが必要かなと思っております。すみません。以上です。

○坂元委員 ありがとうございます。それでは木村先生お願いいたします。

○木村委員 ありがとうございます。木村でございます。非常に的確に取りまとめていただきまして、座長と事務局の皆さんのご尽力にまずお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。この答申によって被害実態、本当にひどいものがあるようなんですけれども、被害実態について広く都民に広報するということが非常に重要で、統計資料も付されるということのようですので、SNS の実態、現状について理解が深まることは非常に望ましいのではないかと思います。特にターゲティング広告でしょうか。あれはかなり効果があるものじゃないかなというふうに思いますので、ぜひできるだけ早く実施できるような方向でご検討いただければありがたいと思います。最後のほうに要保護性のお話、青少年の要保護性という言葉が出てきましたけれども、一見確かに書き込む側もかなり問題があるのではないかと、青少年の側に問題があるように見える部分も全くないわけではないと思うんですけれども、青少年はあくまで被害者であるという視点は、これはぶれないようにする必要が今後もある

のではないかと思いました。以上です。

○坂元委員 ありがとうございます。それでは茂呂先生お願いいたします。

○茂呂委員 茂呂でございます。この答申素案を拝見させていただきまして、素晴らしい答申素案だなと私は思いました。と申しますのは私が関わっています女性連盟では、SNSの怖さ、恐ろしさ、そういうことがあまり浸透していないんですね。

ですからぜひ国のほうに上げていただいて、全国のPTAの方々、それから子どもたち、もちろん私ども大人がこれを支援して、本当にSNSは大変なことになるんだということを再確認させていただきたいと思えます。それにはプリントとかできましたらポスター等目で見ることあるいは勉強になるかなと思えますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。ありがとうございます。

○坂元委員 ありがとうございます。それでは山本先生お願いいたします。

○山本委員 山本です。本当にわれわれが議論してきたことを適切にまとめていただきまして、ありがとうございます。方向性は私自身も誠に結構なことだろうと思えますので、このかたちでぜひ進めていただければと思います。幾つかコメントということになりますけれども、一つは今回の報告書の肝になります、または中心になりますターゲティング広告のところですけれども、非常にこれは効果が期待できることだろうと思っております。今後これを実施する上で注意しなければいけないことは2点あるかと思えます。

1つはこの広告を受けた人が、なんで自分のところにこんな広告が来るんだということで、場合によってはまさに誤配というところもあるわけですが、クレームというんですか。それについて非常に疑問を持つという人も出てくるかと思えますので、ある種の透明性というんですか。そういったこともこれから考えていかなければいけないと思えます。もう一つはここに書き込んでいただいたとおりプライバシーへの配慮ということです。セグメントとしてターゲティング広告を送る人についてはセグメント化されているはずで、セグメントについてはそれ自体、特定個人識別性がないんだらうと思えますが、ほかの情報と結び付くことによって個人が特定されるリスクというのはあり得るでしょうし、そういったことが間違っていて、全然そういう性被害とか、こういったことに関連しないような人がたまたまセグメント化されてしまっているということもあり得るので、そういった情報がどういったかたちで取り扱われるのかということは重要なところだと思えますので、実施する段階においては十分その点には注意が必要かと思いました。積極的に進めるアクセルを踏まなければいけない

ことだろうと思いますが、同時にブレーキと申しますか、そういったことにも十分配慮して進めていく必要があるというふうに思いました。

あと1点、あとは啓発に関して、私自身この検討会の中で発言させていただきましたけれども、いわゆる効果検証ですね。これについては今後も継続的な検討課題になるかなと思いました。

あと最後ですけれどもこれは今回の検討会の範ちゅうを超えたいと思いますけれども、私自身憲法研究者ですので、表現の自由というのは保護しなければいけないという立場ではあるんですけども、これまで考えられてきたフリーダム・オブ・スピーチの「スピーチ」の意味については、しっかり考えていかなければいけないのではないかと思います。スピーチというのは言論ということですけども、いろんな精神的なプロセスというか、過程を経て、いろんなことを反すうしながら、これを言ったらどうなるんだろうということを考えながら、精神的なプロセスを経て最終的に「スピーチ」として発話するということがあったんだろうと思います。けれども、SNSが発生してくると、そういう自分の中で反省的に捉えていって、プロセスを経てスピーチとして発話する前の段階、非常に感情的な部分をそのまま発してしまうということが出てくるんだろう。

従来は、非常に感情的な、反射的な言葉というのは、内輪で、例えば親しい間柄の友達や家族の間といった閉じた世界の中ではなされていたわけですけど、SNSによって、それが公共空間になだれ込んでしまうわけです。スピーチというのは、結構高度な精神作用というか、割と高度な精神作用だったんじゃないか。そういったことを子どもが十分にできるのか。感情を公共空間に出してしまうのではないか。こういうことについては、もう少し総合的に考えていく必要があると思います。SNSで言葉を発するときのトレーニングというんですか。リテラシーというのは総合的に必要になってくるのではないかなと。この議論から外れますけど誹謗（ひぼう）中傷とか、ネットにおけるいじめの問題とか総合的に考えていく必要があるなというふうに今回感じました。すみません。長くなりましたけれども以上です。ありがとうございます。

○坂元委員 ありがとうございます。それでは吉田先生お願いいたします。吉田先生ミュートになっています。

○吉田委員 大変失礼いたしました。ミュートになっておりました。まず事務局の皆さま、座長の坂元先生、大変短い期間の中でお取りまとめいただきましてありがとうございました。

大変いいものに仕上がったというふうに思っております。私の指摘する点も皆さまとかぶるところもあるんですけれども、やはりターゲティング広告というものに関して、今回やはりターゲットがセンシティブな事案でございますので、プライバシーの保護の重要性が非常に大事だということ。また先ほど来ご指摘があるように、いろんな問い合わせもあるんじゃないかなと思いますので、事業者任せず的確に都として主体的にこういう考えでこうやっていますというところを堂々と説明していただければと思います。またターゲティング広告自体は、特に今回のような、扱っている課題というのは、まさにネット上で起きていることなので、加害者も被害者もネットを使って結び付いているところに着目してわれわれ対応を考えてまいりましたので、ネットを使って啓発するということは非常に無駄がなくてピンポイントで対応できるということかと思っておりますので、そのような同種の課題については今大麻がはやっていると、そういったものもありますので、大麻などの青少年問題等についてもトライをしていただければなというふうに思います。これは注意しながらぜひトライしていただければというふうに思います。それに際しては、やはり効果検証というのが大事になってきますので、効果検証ができるというのもネット広告のいいところでございますので、どういった効果があったかというところは検討会終了後も追い掛けていただければなというふうに思っています。

また今後、まさにアメリカでは大統領選挙に関係して、議会、公聴会などのプラットフォームに対して行われているというふうに承知しておりますけれども、そういったプラットフォームに対する非常に強い批判、あるいは期待の中です。各プラットフォームも説明責任を果たすとか、透明性を高めるということも非常に意識しているところがございますので、国内、国外問わずこれからどんどん進んでいく、そういった良い流れについても東京都としてもウォッチしていただいて、先進的なベストプラクティスを追い掛けてまたご紹介していただくような場があってもいいかなというふうに思います。最後に今日も前半手間取りましたけれども、ウェブ会議というスタイルで今回図らずも進められておりますけれども、ぜひトラブルにめげずウェブ会議というのは推進していただきたい。われわれよくいろんな会議に今日も山本先生と一緒にコロナの偏見差別ワーキンググループという、内閣官房さんがやっていたらしゃる会議にも出たんですけれども、われわれそういう検討会に何個も出ると、ウェブ会議というのは非常にありがたいし、欠席もせず充実した真剣な提言ができるというメリットもありますので、ぜひめげずに全国に先駆けて東京都のDX化が進

むことを期待して、最後の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○坂元委員 ありがとうございました。それでは古賀先生お願いいたします。

○古賀オブザーバー 報告、答申素案のまとめご苦労さまでございました。また皆様のご関連（かつたつ）な議論を聞かせていただきまして、私自身も大変勉強になったところです。皆様ご指摘のとおり、情報空間が各自の権利というものをきちっと担保した上で責任あるかたちで運営展開されるという、こういう部分というのは当然担保されなくてはならない。ただ同時に、先々週ぐらいになるでしょうか。内閣府が性被害についての実態調査を初めて公表しました。性被害は性犯罪とは違う。言葉が違うんじゃないかと、性犯罪といわれるものと性被害といわれるものの範囲が違う。範ちゅうが違うんですね。ここで問題になっているのは、性被害だと思うんです。ですから緩やかな個人個人の外傷経験みたいなものが生じるものについては、今後も幅広くいろんな手段についてこの問題を扱わなきゃならなくなってきたらと考えるべきじゃない。ここは非常に微妙で難しいことで、今後もリスク社会というものが拡大していく中で、どうやって子どもの人権とかあるいは子どもの自己責任というものを担保していくのかを議論する必要がある。これを今回の問題は突き付けているなと思います。自画撮り問題に続いてこうしたテーマが答申としてまとめられたということは、今後の社会の中での若者の問題についての根幹を成すリスクのテーマ、いわばリアルとデジタルのハイブリッドな問題が語られたんだらうと思いますので、ぜひ私自身もまた改めて勉強させていただきますながら、この答申をいろんなところで読んでいただけるようにしていきたいなと思います。どうもありがとうございました。

○坂元委員 ありがとうございました。今、委員の先生方から一通りご発言をいただいたところでございます。答申素案につきましては、委員の意見をよく反映しており、問題の深刻さを訴えつつ、しかし安全と自由のバランスをうまくとっている中身になっているということで、このかたちでお進めしてよいというご判断であったように思われるところでございます。

1点、上沼先生から注のところにつきましてご指摘がございました。ここは修正しなくてはならないということかと存じますけれども、この修正は事務的な修正でございますのでこちらにお任せいただいて、次の拡大の会議のほうで諮るというかたちにさせていただければと存じます。

また答申についてのご発言だけではなくて、さまざまな今後についての実施やこの青少年問題協議会の今後についてのご示唆も多々あったところでございます。ターゲティング広告

につきましては、効果的であり早く進めてほしいものであると。ただ一方でプライバシーとか誤配の問題に十分対応していただくことに気を付ける必要があるというご指摘があったところでございます。

それ以外にも多岐にわたるさまざまなご指摘がございまして、業者による発言を消していくと、消し過ぎみたいなことも一方でございますので、特に海外事業者の動向には注視をしていってほしいということでもありますとか、それと通じるご発言でございますが、事業者任せではなくて、都として積極的に取組を進めてほしいということでございます。ほかのネットに関する青少年問題についても取り組んでほしいと。またネットの状況についてのよい流れについても同時にウオッチしながら進めてほしいというようなご発言もあったわけでございます。性被害につきましては、青少年が被害者であるという観点に立って、またこれは中核的な問題でございますので、多様な観点から今後の検討を進めてほしいということもあったところでございます。またこの性被害問題の深刻さということを、今後も訴えてほしいというご発言もありました。

さらに効果検証が必要であることでもありますとか、情報通信技術によって感情的な発言というものがそのまま表に出てしまうという、根本的な問題ということに立ち返って検討を進めてほしいというご意見もあったところでございます。

さらにはウェブ会議について、これは大変利便性があるものであって、なかなかトラブルがあって今日もご迷惑をお掛けしたところでございますけれども、そういった問題点といたしましょうか。そういったことにめげずに進めていってほしいという、そういう暖かいご発言もあった次第でございます。たくさんのご助言をいただきまして今後の取り組みに生かせるものになってくればというふうに思うところでございます。

以上一通りまとめさせていただきましたが、先生方何か追加のご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの素案で一部の修正をさせていただきます、進めさせていただきますと存じます。本日も多くの貴重なご意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。本日のご議論を踏まえまして、修正したものを答申案として取りまとめて、次回の拡大専門部会の場でお諮りしたいというふうに存じます。本日の議論は以上となりますけれども都民安全推進本部長から、ごあいさつを頂戴できると伺っております。國枝都民安全推進部長よろしくお願いたします。

○國枝都民安全推進本部長 都民安全推進本部長の國枝でございます。本日はこのような遅い

時間にもかかわらず、ご参加をいただき誠にありがとうございました。専門部会の皆さま方には6月の総会以降、お忙しい中短期間での精力的な議論を経て、答申の素案を取りまとめでいただき感謝申し上げます。今回青少協のテーマとして SNS の不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成を取り上げ、多角的なご審議をいただき、皆さまからさまざまなご指摘を頂戴いたしました。昨今のインターネット、とりわけスマートフォンの利用の低年齢化に伴い、SNS の不適切な利用に起因するさまざまな課題が発生している中、青少年が性被害等に遭わないよう、青少年自身や周りの大人に対して普及啓発を行っていくことの大切さ、それにさらに工夫を重ねていくことの重要性を再認識しているところであります。

また今回は初のリモートを活用した開催となり、本日も含め途中何度か機器のトラブル等もございました。そのような中であって先生方が暖かく見守ってくださり、坂元部会長におかれましては円滑な議事進行にご尽力くださいました。コロナ禍の業務運営、それから業務運営それ自体の DX 化、そういったことにつきましても多大なるご理解とご協力をいただき改めて感謝を申し上げます。

まとめていただいた答申案につきましては、11月16日の拡大専門部会での審議を経て、総会で知事へ答申いただきます。私どもといたしましては、素案に盛り込まれた施策、ご提案につきまして、一日でも早くこれが実現できるように全力を尽くしてまいりますので、引き続き皆さま方のご指導ご協力をいただければ幸いです。本日は誠にありがとうございました。

○坂元委員 國枝本部長ありがとうございました。それでは最後に事務連絡について事務局からお願いいたします。

○渡辺都民安全推進課長 本日も誠にありがとうございました。次回の拡大専門部会、こちらの開催日程につきましては、11月16日月曜日午後5時から第一庁舎北棟42階特別会議室Aでの開催を予定しております。拡大専門部会では答申案につきまして若者支援部会の委員の方々など、青少年問題協議会の他の委員の方々も含めて意見交換を行いまして、ご意見を頂戴した上で青少年問題協議会の答申案として、取りまとめをさせていただく予定でございます。最終的には総会において知事に対して答申というふうになっていく予定でございます。以上でございます。

○坂元委員 ありがとうございました。今お話ございましたけれども、今後拡大専門部会を経

て、総会にて答申を行うことが予定されているところでございます。先生方には引き続きご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。それではこれもちまして第4回児童健全育成部会を閉会させていただきます。ご出席いただきました委員の先生方ありがとうございました。失礼いたします。

午後 7 時 10 分閉会